

令和 2 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(2 月 定 例 会 議 事 録)

令和3年2月10日(水) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 202室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(18名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 2. 井家上 淑子 | 3. 池田 幸正 | 4. 堀江 政由 |
| 5. 仁木 紹祐 | 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治 |
| 9. 筒塩 清美 | 11. 岡田 成子 | 12. 大塚 毅 | 13. 吉野 夏己 |
| 14. 高山 一英 | 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 |
| 18. 太田 裕恭 | 19. 山下 英男 | | |

欠席委員(1名)

10. 寺元 久郎

事務局(8名)

吉田 局長	高橋 次長	都井 主事	今井 主事
三宅 主査	小椋 主任	濃野 主幹	門村 主事

議 事

- 議案第 77号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 78号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 79号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 80号 農地転用事業計画変更承認について
- 議案第 81号 非農地証明願承認について
- 議案第 82号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 83号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 84号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
- 報告第 17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

事務局 長 定刻が参りましたので、令和3年2月の津山市農業委員会定例会を始めます。
本日は、委員19名中18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、10番寺元委員から欠席の連絡を頂いております。
それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長森会長 みなさま、ご苦勞様でございます。先週まで暖かい日が続きまして、春が近づいていると思いましたが、今週になってまた冬に逆戻りです。気温の変化が非常に大きくなっています。体調管理にはお気をつけになって作業等をしていただければと思います。それでは議事進行を始めます。運営委員会報告をお願いします。

太田委員 先ほど開催されました第11回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。

長森会長 以上、運営委員会の報告とさせていただきます。
はい、ありがとうございます。議事録署名人を指定させていただきます。17番竹内委員、18番太田委員、申し上げます。

事務局（津山） それでは、議案第77号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局説明をお願いします。
それでは、議案第77号の説明をいたします。今回、津山地区から16件、加茂地区から1件、勝北地区から3件、合計20件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
1-1についてですが、八王子市の70歳の女性から、山口市の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。譲受人の住所は山口市ですが、申請地すぐの空き家を購入しており、今後の状況を鑑みながら、まもなく移住してこられるとのことです。また、経営農地欄が空欄となっておりますが、勝央町にて耕作を行っている申出を受けており、取得後の面積が3反をこえるため、耕作面積証明の添付は求めておりませんが、地目原野だった土地を自ら開墾し、農地として利用している様子を勝央町農業委員会に確認して頂いております。このため、申請事由については、新規就農ではなく、増反によるものとなっております。
続きまして、1-2についてですが、岡山市の80歳の女性から、近長の59歳農業を志す男性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。また、譲受人に対し、地元委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。
続きまして、1-3、1-4についてですが、高野山西の61歳市議会議員の男性と、同じく高野山西の78歳農業を営む男性との、交換による所有権移転です。
続きまして、1-5についてですが、大阪市の83歳の女性から、高野本郷の85歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。
続きまして、1-6についてですが、高野本郷の68歳の男性から、押入の63歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。
続きまして、1-7についてですが、名古屋市の52歳の女性及び中北上の49歳の女性から、瓜生原の69歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。
続きまして、1-8についてですが、新魚町の52歳の女性から、鏡野町の43歳農業兼会社員の男性への、増反による所有権移転です。鏡野町にて耕作を行っている申出を受けており、鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。鏡野町農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等もないとのことでした。
続きまして、1-9、1-10についてですが、日上の61歳の男性から、神戸の55歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。なお、1-9について

	<p>は、共有持分1/3のみの移転となります。</p> <p>続きまして、1-11についてですが、日上の70歳の男性から、加茂町公郷の65歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして、1-12についてですが、一方の78歳の女性から、鏡野町の86歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。鏡野町にて耕作を行っている と申出を受けており、鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。 鏡野町農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等もないとのことでした。</p> <p>続きまして、1-13についてですが、下田邑の90歳の男性から、同じく下田邑の63歳農業を営む男性への、親子間贈与による所有権移転です。</p> <p>続きまして、1-14についてですが、山方の63歳の男性から、同じく山方の69歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして、1-15についてですが、大篠の83歳の男性から、同じく大篠の44歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして、1-16についてですが、大篠の62歳の男性から、同じく大篠の65歳パート職員の男性への、増反による所有権移転です。</p> <p>以上、津山地区の申請16件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。</p> <p>津山地区分の説明は以上です。</p>
事務局（加茂）	<p>続きまして、加茂地区の説明をいたします。</p> <p>2-1についてですが、大阪市都島区の70歳の男性から、加茂町公郷の65歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。</p> <p>加茂地区からの説明は以上です。</p>
事務局（勝北）	<p>続きまして、勝北地区の説明をいたします。</p> <p>4-1についてですが、大吉の43歳の男性から、同じく大吉の68歳会社員の男性への増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして、4-2についてですが、林田の80歳の男性から、山北の56歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして、4-3についてですが、岡山市の71歳の女性から、安井の69歳農業を営む女性への贈与による所有権移転です。</p> <p>以上、勝北地区の申請3件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。</p> <p>議案第77号の説明は以上です。</p>
長 森 会 長	<p>はい、ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。それでは各地区の担当委員から意見をお願いします。</p>
大 山 委 員	<p>1区大山です。1-1について説明します。受人が山口県となっておりますが、現在、勝央町でも耕作をされており、野介代の近くに家を買われて、今後、移住して来るということです。問題ありません。</p>
小 島 委 員	<p>7番小島です。1-2について説明します。2月2日に井家上会長代理、藤井推進委員、私、事務局で面談しました。本人は一生懸命に農業したいということなのでよろしくをお願いします。</p> <p>1-3、1-4は交換です。農業を一生懸命やるということなのでよろしくをお願いします。</p> <p>1-5は兄弟間の贈与です。よろしくをお願いします。</p>
坂 本 委 員	<p>1-6ですけど、受人は一生懸命農業をされているのでよろしくをお願いします。</p> <p>8番坂本です。1-7から11を説明します。受人の方どなたも一生懸命農業さ</p>

長 森 会 長 　　れていて問題ないと思います。よろしくお願ひします。

1-12 下田邑ですが、高畑推進委員と訪問しました。事務局の報告の通り問題ないと思います。

仁 木 委 員 　　1-13 の下田邑ですが同様に問題ありません。よろしくお願ひします。

5 番仁木です。1-14 ですが大畑推進委員と共に現地を見てきました。地域の中核的農業者でありますし問題ないです。よろしくお願ひします。

長 森 会 長 　　1-15 大篠ですが、この方も農業を本気でされています。問題ないと思います。

1-16、この方も大篠ですが同様です。農業されているので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

竹 内 委 員 　　17 番竹内です。2-1 ですが問題ありませんのでよろしくお願ひします。

堀 江 委 員 　　4 番堀江です。4-1 について、持たれている田の続きということで贈与を受けるとのことです。よろしくお願ひします。

岡 田 委 員 　　11 番岡田です。4-2、4-3 について事務局の説明通り問題ないのでよろしくお願ひします。

長 森 会 長 　　ありがとうございます。只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、皆さんご質問等ありますか。

＊ ありません。

長 森 会 長 　　ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。

＊

長 森 会 長 　　《 多数、挙手 》

はい。賛成多数ということで、原案通り承認されました。

続きまして、事務局、議案第78号農地法第4条の規定による許可申請承認について説明をお願いします。

事務局（津山） 　　それでは、議案第78号の説明をいたします。説明の前にまず、1-2 から取り下げの申請がありましたので議案からの削除をお願いします。今回、津山地区から2件の申請です。議案書のページは8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1 番・山北の田、572㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、山北にお住まいの37歳介護職の男性です。転用事業者は申請地南の隣接地で貸露天駐車場を営んでおりますが、申請地北側にある津山市すこやか・こどもセンター職員からの借り受け要望が多く、駐車台数を増やして貸露天駐車場を営むため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側はコンクリート擁壁があり、北側は畦畔を造り、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3 番・東一宮の田、808㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は貸障がい者グループホームで、施設の概要は、木造2階建て全高8.1m程度のグループホーム1棟です。転用事業者は、東一宮にお住まいの62歳農業の男性です。所有する申請地に貸障がい者グループホームを整備し、障害福祉サービスを運営する会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側にコンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既存排水路の接続し、生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第78号の説明は以上です。

長 森 会 長	はい、ありがとうございました。続きまして、地区担当委員から、ご意見お願いします。
大 山 委 員 仁 木 委 員	1区大山です。1-1ですが、現地は宮川に近いところで問題ありません。 5番仁木です。1-3について、隣がアパート、向かいが公園という位置条件、住宅街の真ん中にあり問題ないと思います
長 森 会 長	はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	はい、ないようでしたので採決を取りたいと思います。本案について賛同の方、挙手をお願いします。 《 多数、挙手 》
事務局（津山）	はい、挙手多数という事で原案通り承認いたしました。 続きまして議案第79号農地法第5条の規定による許可申請承認についてついて上程いたします。事務局、説明をお願いします。 それでは、議案第79号の説明をいたします。その前に第79号につきましても取り下げがありました。申請番号1-7です。削除をお願いします。今回、津山地区から所有権移転7件の申請です。議案書のページは、9ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・近長の宅地、120㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、施設の拡張です。転用事業者は近長にお住いの59歳農業の男性です。渡人が昭和45年頃に居宅の増築を行った際、農地にはみ出して建築しまっており、申請地を隣接する宅地及び家屋を取得した転用業者に譲り渡すため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、形状変更は行わず、雨水排水については、既存排水施設に排水させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。加茂川開拓土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。 続きまして、1-2番・中島の畑、310㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.4m程度の居宅1棟で建ぺい率は22%です。転用事業者は、一方にお住いの37歳会社役員の男性です。転用にあたり、境界部分については、東側に既存擁壁があり、北側は新設側溝、西側は新設擁壁を設け、雨水排水については、溜桝、新設側溝を通じて既存側溝へ接続し、生活雑排水は浄化槽、新設側溝を通じて既存側溝へ接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。 続きまして、1-3番・一方の田、590㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は小原に本店を置く資本金の額200万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、法面を設け、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。一方町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。 続きまして、1-4番・津山口の田、1,241㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は露

天駐車場です。転用事業者は津山口に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は製造業です。社員の増員に伴い、通勤車・社用車共用駐車場が手狭となっており、また、今後の事業拡大に向け、10名以上の社員増員を計画していることから、申請地を譲り受け露天駐車場に転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側には水路、南側にはL型ブロックを設け、雨水排水については、北側水路や東側の既設側溝に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・大谷の畑、318㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、倉庫で、施設の概要は、平屋建て全高3.0m程度の倉庫1棟及び露天駐車場です。転用事業者は大谷に主たる事務所を置く資産の総額約2億5,200万円の社会福祉法人で、主な事業は保育事業です。転用事業者は現在、園舎の建て替えをおこなっておりますが、園地にある倉庫が立て替えにあたり支障となることから、申請地を譲り受け、倉庫を移設し、あわせて露天駐車場を整備するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、平坦で高低差はなく、北側にはブロック壁を設置し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・田熊の畑、866㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場で、施設の概要は、露天駐車場及び木造平屋建て全高2.5m程度の倉庫1棟です。転用事業者は田熊に主たる事務所を置く資産の総額約1億1,100万円の社会福祉法人で、主な事業は保育事業です。園児送迎用の駐車場は確保しているものの不足しており、園の行事等では保護者の車で路上駐車を招いている状況の解消を図るため、申請地を譲り受け、露天駐車場とあわせて、園の備品を保管する倉庫を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側、西側、東側は申請地の方が低く、南側は隣接する道路と同じ高さまで造成し、雨水排水については、既存排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田熊町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・東一宮の田、487㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.2m程度の居宅1棟で建ぺい率は39%です。転用事業者は、真庭市にお住いの67歳会社員の男性です。転用にあたり、境界部分については、南側、西側に既存擁壁があり、雨水排水については、既存側溝へ接続し、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、既存側溝へ接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第79号の説明は以上です。

長	森	会	長	はい、ありがとうございました。続きまして、地元委員から、ご意見をお願いします。
小	島	委	員	7番小島です。1-1、事務局の説明通りです。よろしく申し上げます。
池	田	委	員	3番池田です。1-2、1-3、1-4について、推進委員から問題ないと聞いています。よろしく申し上げます。
坂	本	委	員	8番坂本です。1-5ですが事務局の説明通り問題ないと思いますのでよろしく

	お願いします。
井 家 上 委 員	2番井家上です。1-6の件ですが、事務局の説明通りです。現状、路上駐車をするといけないのでガードマンを配置してしますとのことです。問題ありません。
仁 木 委 員	5番仁木です。1-8、現地は住宅地で隣も造成中です。よく今まで頑張って作ったなというところです。問題ないと思います。
長 森 会 長	はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。
* 長 森 会 長	ありません。
* 長 森 会 長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
	《 多数、挙手 》
長 森 会 長	はい、賛成多数という事で原案通り承認されました。
	続いて議案第80号農地転用事業計画変更承認についてについて上程します。事務局、説明お願いします。
事 務 局	それでは、議案第80号の説明をいたします。今回、津山地区から2件の申請です。議案書のページで申しますと、11ページから13ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
	1-1番・上河原の雑種地、524㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地2区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。申請地において、住宅展示場としてモデルハウス2棟を建設するため、平成30年10月23日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、造成を始めるなど転用事業を進めておりましたが、商品展開上他の住宅展示場との機能重複が生ずる恐れがあることから、計画を見直さざるを得ない状況となり、あわせて、この地域での分譲宅地需要も堅調に推移していることから、計画を変更し分譲宅地として整備するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。第3種農地であり、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。
	続きまして、1-2番・国分寺の宅地など、2,539.08㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないので、第2種と判断しています。転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、未着工及び着工中の3区画について、木造2階建て全高6.7m程度の建売住宅1棟及び木造平屋建て全高5.5m程度の居宅2棟、合計3棟で建ぺい率は36から39%です。申請地において、建売住宅11棟を建設するため、平成30年11月16日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、造成を完了し、一部区画は居宅を建築し、完成させるなど転用事業を進めておりましたが、狭小な区画への需要が少ないことから販売完了のめどが立たず、計画を見直さざるを得ない状況にあり、また、より広い区画を希望するニーズがあることから、これらに対応するため、区画数を見直し、9区画の建売住宅として建築するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設け、既設排水路に接続し、生活雑排水は合併浄化槽に接続した後既設排水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第2種農地であり、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

			議案第80号の説明は以上です。
長	森	会	長
			ありがとうございます。事務局からの説明は以上です。1-1 大山担当委員、何か意見ありますか。
大	山	委	員
長	森	会	長
坂	本	委	員
長	森	会	長
			1-2について、坂本委員はなにかありますか。
			ありません。
			それでは、ほかの委員からご意見ありますか。
			ありません。
長	森	会	長
			ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
			※
			《 多数、挙手 》
長	森	会	長
			はい、賛成多数という事で原案通り承認されました。
			続いて議案第81号非農地証明願承認について上程します。筆頭者、説明をお願いします。
大	山	委	員
			1区大山です。1-1について、山北の件ですが、新築の頃から庭として使っていたようなのでお願いします。
高	山	委	員
			14番高山です。1-2について、平成元年頃から自宅の進入路として使っていたようです。1月6日に現地を確認して非農地証明申請書を出しています。お願いします。
小	島	委	員
			7番小島です。1-3、墓地に行くのに他人の土地を通っていたのですが通るなど言われたのでここを進入路としていたそうです。お願いします。
坂	本	委	員
			8番坂本です。1-4ですが、進入路としてずっと使われているところなので致し方ないと思います。お願いします。
尾	島	委	員
			6番尾島です。4-1ですが、平成6年頃、車庫を建てられています。仕方ないと思います。お願いします。
堀	江	委	員
			4番堀江です。4-2、住宅に通じる道路ということで仕方ないとお思います。お願いします。
岡	田	委	員
			11番岡田です。4-3、上村ですが、昭和62年頃から露天資材置き場になっています。中村については、昭和50年頃から山林原野化しています。
			4-4、長屋と母屋が元々あったのですが、その後道路が拡張して長屋の跡に申請者が倉庫を建てたのですが、そこが農地であることが発覚したということで申請が出ました。よろしくお願いします。
長	森	会	長
			はい、ありがとうございます。ただ今、筆頭者に説明してもらったのですが、何かご意見ございますか。
			※
			ありません。
長	森	会	長
			ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手をお願いします。
			※
			《 多数、挙手 》
長	森	会	長
			賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第82号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の方、説明をお願いします。
坂	本	委	員
			8番坂本です。1-1、瓜生原についてですが、現地を見てきたのですが、大きな竹等が生えており手をつけられない状態になっています。仕方ないと思います。お願いします。
植	本	委	員
			16番植本です。5-1、面積は広いのですが、山の谷間で奥まで入るのが難しいような土地です。仕方ないと思いますのでよろしくお願いします。
長	森	会	長
			ありがとうございます。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが何かご意見ございますか。
			※
			ありません。
長	森	会	長
			ないようでしたら採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。

<p>長 森 会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>※</p> <p>長 森 会 長</p> <p>※</p> <p>長 森 会 長</p>	<p>《 多数、挙手 》</p> <p>賛成多数ということで、原案通り承認されました。続きまして、議案第83号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第83号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。</p> <p>議案書のページは、17ページから20ページです。17ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区9件、勝北地区4件、久米地区5件の合計18件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第83号の説明は以上です。</p>
<p>長 森 会 長</p>	<p>※</p> <p>長 森 会 長</p> <p>※</p> <p>長 森 会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方挙手お願いします。</p> <p>《 多数、挙手 》</p> <p>賛成多数ということで、議案通り承認されました。</p> <p>続きまして、議案第84号相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について上程します。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、21ページ議案第84号について、説明いたします。今回、津山地区から1件のみの申請です。この申請は、相続により取得する農地に対し、「相続税の納税猶予制度」を適用するために、相続人から証明願が出されたものです。</p> <p>申請者の経営する農地は、勝央町に3,819㎡あり、勝央町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。勝央町農業委員会事務局に問い合わせたところ、全ての農地を適正に管理し農業経営を行っているとのことでした。また、このたび申請のあった農地について現地確認をしたところ、全ての農地を効率的に利用し、適正に管理しておりましたので、適格者としての要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第84号の説明は以上です。</p>
<p>長 森 会 長</p>	<p>※</p> <p>長 森 会 長</p> <p>※</p> <p>長 森 会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>ないようですので採決をいたします。本案について賛成の方挙手お願いします。</p> <p>《 多数、挙手 》</p> <p>賛成多数ということで、議案通り承認されました。</p> <p>続きまして、報告第17号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第17号について説明します。議案書のページは22ページから27ページです。</p> <p>今回は、相続によるものが8件57筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。</p> <p>その他詳細は議案書のとおりです。報告第17号の説明は以上です。</p>
<p>長 森 会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>※</p> <p>長 森 会 長</p> <p>※</p> <p>長 森 会 長</p>	<p>ありがとうございます。それでは続きまして、その他に移ります。議事はここで終わりましたが委員のみなさまから特段、何かございますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ないようですので事務局から次回の開催について説明します。</p> <p>事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。</p> <p>次回、3月の定例委員会ですが、令和3年3月10日水曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、3月の定例委員会ですが、令和3年3月10日水曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202</p>

会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

事務局からの連絡は、以上でございます。

長 森 会 長

ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

(14:50終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
